

平成30年度 京都府舞鶴港港湾審議会
次 第

日時：平成30年11月14日(水)

13:30～

場所：京都平安ホテル「白河の間」

1 開 会

2 委員紹介・会長選出

3 議 事

(1) 舞鶴港港湾計画の軽易な変更について . . . 資料1

(2) 舞鶴港臨港地区の分区変更について . . . 資料2

4 報告事項

(1) 京都舞鶴港をとりまく状況について . . . 資料3

(2) 北部港湾広域利用推進会議報告書について . . . 資料4

5 その他

(1) 京都舞鶴港に関する意見交換

6 閉 会

京都府舞鶴港港湾審議会委員名簿

任期：平成30年9月19日～平成32年9月18日

職名	選出区分	氏名	現職名
会長	学識経験者(都市・地域計画)	小谷 通泰	神戸大学大学院海事科学研究科名誉教授
会長代理	" (港湾防災)	小野 憲司	京都大学経営管理大学院客員教授
委員	" (港湾政策)	竹林 幹雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授
委員	" (港湾技術)	間瀬 肇	京都大学防災研究所特任教授
委員	" (都市計画)	尾上 亮介	舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授
"	" (地域経済)	本田 豊	立命館大学政策科学部名誉教授
"	" (環境)	竹濱 朝美	立命館大学産業社会学部教授
"	" (観光)	矢島 正枝	ホスピタリティ研究所所長 大阪経済法科大学講師
"	" (景観)	岩井 珠憲	ヴィジュアルデザイナー
"	" (地理学)	出口 晶子	甲南大学文学部歴史文化学科教授
"	" (物流)	浦尾 たか子	京南倉庫(株)常務取締役
"	" (地元まちづくり)	伊庭 節子	NPO法人まいづるネットワークの会理事長
"	" (地元まちづくり)	阿部 美和子	舞鶴観光ガイドボランティア「けやきの会」
"	" (港湾振興)	錦織 隆	(株)舞鶴21代表取締役社長(株)日進製作所代表取締役会長
"	" (港湾利用)	小島 英利	京華産業(株)代表取締役社長
"	" (港湾利用)	入谷 泰生	新日本海フェリー(株)代表取締役社長
"	" (漁業)	西川 順之輔	京都府漁業協同組合長
"	" (倉庫業)	松本 直樹	舞鶴倉庫(株)代表取締役会長
"	" (港湾運送業)	西田 一夫	飯野港運(株)代表取締役社長
"	" (港湾労働者)	森口 一男	舞鶴港港湾労働者共闘会議議長
"	関係行政機関の長	田島 淳志	近畿財務局長
"	"	高木 隆	大阪税関長
"	"	柏樹 悦郎	大阪検疫所長
"	"	松浦 克浩	神戸植物防疫所長
"	"	神山 修	近畿農政局長
"	"	森 清	近畿経済産業局長
"	"	黒川 純一良	近畿地方整備局長
"	"	八木 一夫	近畿運輸局長
"	"	辻 久智	舞鶴海上保安部長(舞鶴港長)
"	"	中尾 剛久	海上自衛隊舞鶴地方総監
"	"	多々見 良三	舞鶴市長
"	"	鈴木 一弥	京都府商工労働観光部長
"	"	藤森 和也	京都府建設交通部長

(計 33名)

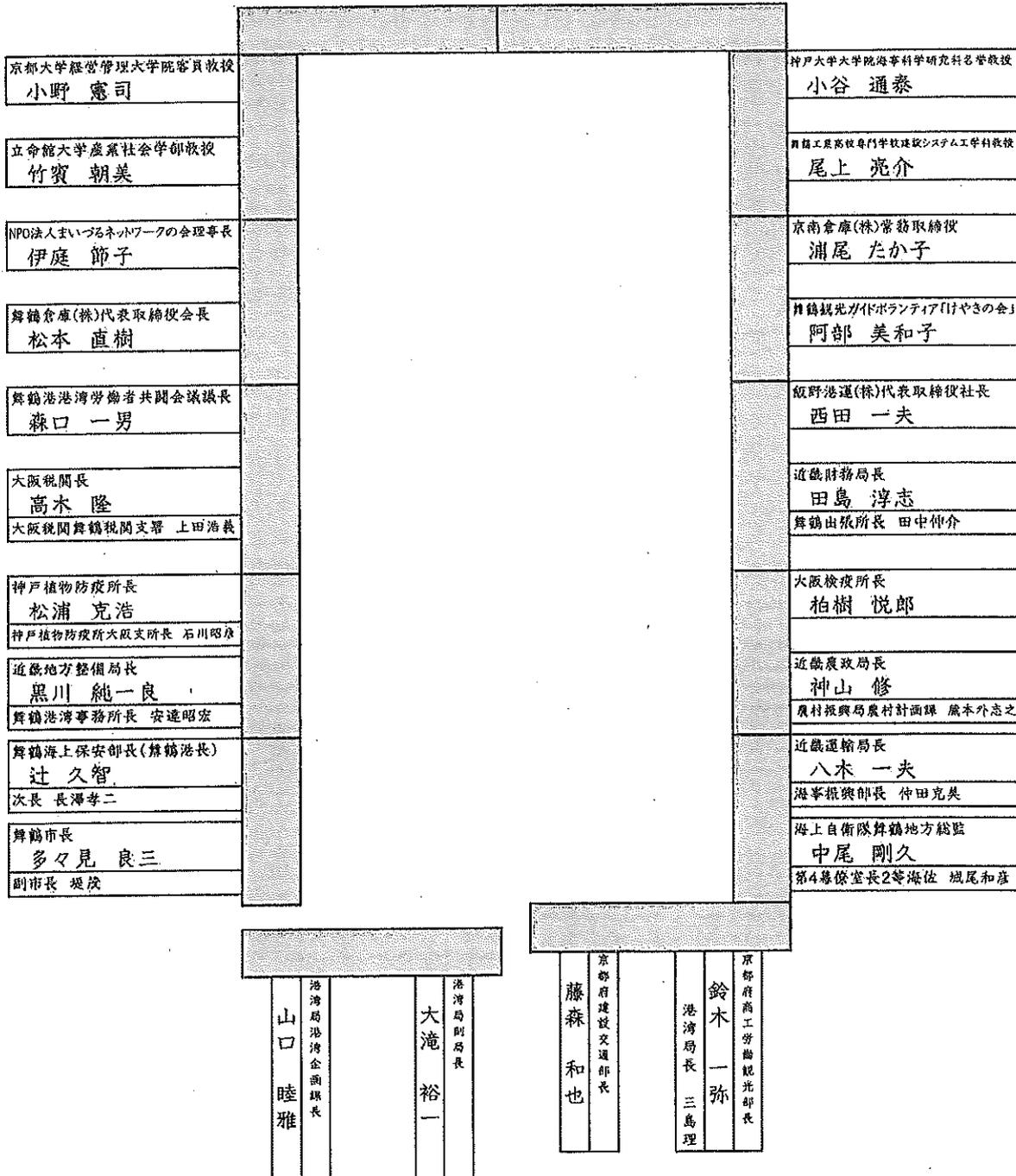
京都府舞鶴港港湾審議会

— 配席図 —

平成30年11月14日
京都平安ホテル
2階 白河の間

代
会
理
長

会
長



○京都府舞鶴港港湾審議会条例

昭和49年8月16日

京都府条例第33号

京都府舞鶴港港湾審議会条例をここに公布する。

京都府舞鶴港港湾審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第2項の規定に基づき、京都府舞鶴港港湾審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の長又はその指名する職員
- (3) その他適当と思われる者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。
- 4 部会の調査審議事項のうち、あらかじめ審議会が定める軽易なものについては、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。
(昭58条例7・一部改正)

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設交通部において処理する。

(昭57条例21・平19条例61・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和57年条例第21号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第61号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第20号で平成20年4月1日から施行)

京都府舞鶴港港湾審議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府舞鶴港港湾審議会条例（昭和49年8月16日京都府条例第33号）第9条の規定により、京都府舞鶴港港湾審議会（以下、「審議会」という。）の会議（以下、「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、次の場合は非公開とすることができる。

- (1) 会議において、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議する場合、審議会会長（以下、「会長」という。）は、この会議を非公開とすることができる。
- (2) 会議において、審議事項の一部が第1号の規定に該当するときは、会長は個々の審議事項ごとに非公開とすることができる。
- (3) 会議の途中において、会議が第1号の規定に該当することとなったときは、会長はこの会議を非公開とすることができる。

(公開の方法)

第3条 会長は、公開で行う会議については、会場に傍聴席を設け府民等に傍聴を認めるものとし、報道機関については記者席を設けるものとする。

(会議会場への入場制限)

第4条 会長は、次に掲げる者については、会場への入場を制限するものとする。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯している者
- (3) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者

(会場開催の周知)

第5条 会長は、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府ホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(傍聴者の定員)

第6条 会議の傍聴者の定員は、原則10名とする。

(傍聴者の受付及び決定)

第7条 会議の傍聴者の受付は、会議の開会1時間前から開始し、開会30分前に終了するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えた場合は、受付をした者の中から抽選により決定するも

のとする。ただし、開会30分前までに定員に達していない場合は、先着順にて会議開会前まで受け付けるものとする。

(傍聴者の遵守すべき事項)

第8条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 係員から交付された胸章を明確に識別できる箇所に掲示すること。
- (2) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
- (3) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (4) 談話をする、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に会長が認めた場合はこの限りではない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- (8) 上記のほか、係員の指示に従うこと。

(会議の秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反したときは、会長は、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議概要の公開)

第10条 会長は、公開した会議の概要を京都府ホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

(その他の疑義)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成15年3月20日から施行する。